

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成19年12月 月次研究会



田口 渉 [向島]

## 取締役の法的責任

### —中小企業における管理体制を考える—

#### I はじめに

企業経営においては様々な問題が生じる。そして、企業経営である以上、問題解決の最終的責任は、経営母体である「取締役」にある。しかし、中小企業において、「取締役」であることの法的責任を意識している取締役はどれだけの

#### II 取締役の責任の本質

株式会社と取締役との関係は、委任契約であり（会社法第330条）、取締役は法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会

#### III 責任類型の検討

##### 1. 法令遵守の責任

取締役は、法令を遵守しなければならない（会社法第355条）。「法令」の範囲に関して、会社法以外の法令違反も取締役の責任の原因となるのか、すなわち「法令」の範囲を限定的に捉えるか、非限定的に捉えるかの論点があるが、通説・判例は非限定的に解釈している。（注1）法令違反については、故意又は過失が要求される。（注2）

「原則」とは、「取締役の注意義務違反の責任が追及されたときには、過失認定において裁判所が経営判断を尊重する」ための判断基準である。（注3）実際の裁判例においても、経営判断の原則は言及されている。（注4）

経営判断の合理性は、具体的には、「経営判断に具体的法令違反がないこと」「経営判断の内容が著しく不合理でないこと」「経営判断が適正なプロセスを経て、かつ、十分な情報に基づいてなされたこと」の4つを判断基準として判断される。（注5）

最近においては、内部統制制度の重要性とともに、経営判断の結果とそこに至るプロセスにおいて適用し判断する基準として位置づけられる見解もある。（注6）

#### IV 取締役としての責任を問われないために

##### —中小企業における内部統制制度の必要性—

企業の経営にはリスクがつきものであり、対外・対内においてトラブル発生の可能性はいつでもあると云える。そのトラブルの結果責任は、当然、取締役が追うこととなる。それでは、その責任を負わないよう危険回避についてはどのような対処すべきなのか。

究極的には、企業が「組織」である以上、組織体としての行動を律することにあり、その点から、「内部統制制度」も、中小企業にとって必要な制度であることとを認識しておきたい。しかし、「内部統制制度」は、

経営の責任から免れることはできない。対応策としては、「適正な事後処理」は当然に必要であるが、何より「事前の予防対策」が重要である。そのためには、中小企業においても、取締役としての意識と適正な企業組織体制の構築は必要である。

加えて、平成18年4月1日より、内部告発者を不当な解雇から保護することを目的とする「公益通報者保護法」が施行されている。従来の経営価値観においては、「内部告発」に関しては消極的な印象があるかもしれない。しかし、企業の不祥事を内部告発することは、「正義のための行為」であり、これを蔑ろに処理することは許されない。むしろ、内部告発は、会社内の問題を気付かせ、その解決へと導くものとして前向きに捉えたい。そういった観点から、中小企業においても内部告発に対応した企業組織作りを行うこともまた取締役の責任として位置づけたい、と考える。（注13）

10判時1887号135頁。  
（注3）近藤光男「経営判断と取締役の責任」122頁（中央経済社 1994年）。  
（注4）福高判昭55・10・8判時1012号17頁。  
東地判昭55・9・30判時1005号161頁。  
（注5）鳥飼重和「リーガルマインド養成講座」2003頁（商事法務 2003年）。  
（注6）松嶋隆弘「中小企業にも求められる内部統制—経営判断とは—」税理第50巻12号95頁（2007年）。  
（注7）堀越重「取締役の義務と責任」83頁（税務研究会出版局 2006年）。  
（注8）東地判平19・4・24労経速1977号3頁。  
（注9）最判昭62・4・16判時1248号127頁。  
（注10）高判昭58・12・14判時1110号130頁。  
（注11）日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第29号41頁以下において内部統制制度の小規模企業への適用についての留意点が言及されている。  
（注12）小林秀之編「内部統制と取締役の責任」51頁（学陽書房 2007年）。  
（注13）具体的な対応策については、内閣府国民生活局「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」が参考となる。  
http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kouuki/gaiyo/files/minikan.pdf  
7民集54巻6号1767頁。  
酒巻俊雄・尾崎安史編「会社法重要判例解説」2005頁（成文堂 第3版 2006年）。  
（注2）東地判平17・2・

#### V おわりに

中小企業といえども「組織」であり、取締役は企業